

広島大学入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除 2023年度 申請のしおり

広島大学 学生情報の森 MOMIJI

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml>



CONTENTS

1.はじめに	2
2.申請資格	2
(1)入学料免除・入学料徴収猶予	2
学力基準	3
家計基準	3
(2)授業料免除	4
学力基準	5
家計基準	6
3.申請方法	7
(1)全体スケジュール	7
(2)具体的な手続き	8
(3)結果発表までの留意事項	9
(4)結果発表	9
4.申請準備	9
(1)申請区分の確認	9
(2)家計支持者・世帯構成員の確認	10
(3)必要書類	11
(4)【後期のみ】継続申請者の提出書類について	15
照会先	15

1.はじめに

広島大学は以下のような経済支援制度を設けています。申請にあたっては、経済状況等を正確に把握するために様々な書類が必要となります。申請する場合は、「申請のしおり」をご理解いただいた上で、必要書類をご準備いただき、手続き期間内に不備・不足のないように学生本人が申請してください。不明点は照会先（P.15 参照）にお問い合わせをしてください。また、申請にあたって提出していただく個人情報、免除者の選考および申請者数等の統計資料としてのみ使用し、他の目的での使用または第三者に提供を行うことはありません。

◆入学料免除

経済的な理由などにより入学料を納入することが困難な人に対して、入学料の全額または半額を免除する制度

◆入学料徴収猶予

経済的な理由などにより入学料を納入することが一時的に困難な人に対して、入学料を一時的に猶予する制度

◆授業料免除

経済的な理由などにより授業料を納入することが困難な人に対して、授業料の全額または半額を免除する制度

2.申請資格

(1)入学料免除・入学料徴収猶予

◆大学院入学生（前期申請は4月入学者、後期申請は10月入学者のみ対象）

以下のいずれかの事由が発生し、入学料の納入が困難になった人が対象

- ① 経済的理由により入学料を納入することが困難で、かつ、一定の学力基準（P.3 参照）を満たしている人
- ② 入学料納入月前12か月以内¹に、以下のいずれかの事由が発生し、入学料の納入が困難になった人

- (A) 学資負担者²が死亡した場合
- (B) 本人または学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
(ただし災害救助法の適用を受けたものは入学料納入前5年以内)
- (C) 学資負担者が失職³（パート、派遣社員は除く）し、申請時現在未就職の場合
- (D) 学資負担者が申請時現在長期療養中⁴の場合
- (E) 学資負担者が申請時現在、行方不明の場合
- (F) 新型コロナウイルス感染症の影響により、学資負担者の収入が急減した場合
(2020年1月以降であれば、入学料納入月前12か月以内¹でなくてもよい)

◆学部留学生

上記②に該当する場合

◆申請できない学生

- 国費留学生
- 政府や会社等から入学料の支給がある学生
- 日本人（永住者等含む）学部生
- 既に入学料を納付した学生

¹ 納入月前12か月以内とは、前期申請では2022年4月1日以降を、後期申請では2022年10月1日以降を指す

² 各事由が発生する直前まで、同一生計の家族内で最も所得の多かった人等を指す

³ 失職とは、会社倒産、解雇等により職を失った場合であり、定年退職、自己都合による退職や廃業等は含まない

⁴ 長期療養中とは、見込みも含めて6か月以上の療養が必要で、就業不能の状態にあること

学力基準

◆入学料免除

●大学院博士課程前期、修士課程、専門職学位課程教職開発専攻及び専攻科の入学生（次のいずれかに該当する人）

- ① 専攻又は選抜方法ごとの入学試験の成績が上位 2 分の 1 以内の人
- ② 出身大学等における修得単位の平均評価点が 75 以上の人
- ③ 上記①又は②に相当する学力を有すると研究科長が認めた人

●大学院専門職学位課程実務法学専攻、博士課程後期及び博士課程の入学生

研究科長が学業優秀と認めた人

◆入学料徴収猶予

●学士課程の入学生（次のいずれかに該当する人）

- ① 選抜方法ごとの入学試験の成績が上位 2 分の 1 以内の人
- ② 出身高等学校の調査書評定の平均が 3.0 以上の人
- ③ 出身大学等における修得単位の平均評価点が 60 以上の人
- ④ 上記①、②、又は③に相当する学力を有すると学部長が認めた人

●大学院博士課程前期、修士課程、専門職学位課程教職開発専攻および専攻科の入学生（次のいずれかに該当する人）

- ① 専攻又は選抜方法ごとの入学試験の成績が上位 2 分の 1 以内の人
- ② 出身大学等における修得単位の平均評価点が 60 以上の人
- ③ 上記①又は②に相当する学力を有すると研究科長が認めた人

●大学院専門職学位課程実務法学専攻、博士課程後期及び博士課程の入学生

研究科長が学業優秀と認めた人

$$\text{平均評価点} = \{[(\text{秀} + \text{優}) \text{の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数}] \div \text{修得単位数} \times 3\} \times 100$$

家計基準

免除又は入学料徴収猶予を受けることができる所得の目安は以下の通り

◆入学料免除となる家計基準の目安

●家族3人（父（収入あり）、母（収入なし）、本人（自宅外）の場合

	給与所得者 （税込収入金額）	事業所得者 （商・農・水産等）
学部	370万円以下	195万円以下
博士課程前期、修士課程 特別支援教育特別専攻科	390万円以下	210万円以下
博士課程後期、 医・歯博士課程 専門職学位課程（法務研究科）	490万円以下	280万円以下

●家族4人（父（収入あり）、母（収入なし）、本人（自宅外）、弟（公立高校・自宅）の場合

	給与所得者 （税込収入金額）	事業所得者 （商・農・水産等）
学部	430万円以下	240万円以下
博士課程前期、修士課程 特別支援教育特別専攻科	450万円以下	250万円以下
博士課程後期、 医・歯博士課程 専門職学位課程（法務研究科）	590万円以下	350万円以下

◆入学料徴収猶予となる家計基準の目安

●家族3人（父（収入あり）、母（収入なし）、本人（自宅外）の場合

	給与所得者 (税込収入金額)	事業所得者 (商・農・水産等)
学部	628万円以下	378万円以下
博士課程前期、修士課程 特別支援教育特別専攻科	664万円以下	406万円以下
博士課程後期、 医・歯博士課程 専門職学位課程（法務研究科）	797万円以下	539万円以下

●家族4人（父（収入あり）、母（収入なし）、本人（自宅外）、弟（公立高校・自宅）の場合

	給与所得者 (税込収入金額)	事業所得者 (商・農・水産等)
学部	692万円以下	434万円以下
博士課程前期、修士課程 特別支援教育特別専攻科	722万円以下	464万円以下
博士課程後期、 医・歯博士課程 専門職学位課程（法務研究科）	865万円以下	607万円以下

(2) 授業料免除

以下のいずれかに該当する人が対象

- ① 経済的理由により授業料を納入することが困難で、かつ、一定の学力基準（P.5 参照）を満たしている人
- ② 授業料納入月前6か月以内⁵に、以下のいずれかの事由が発生し、授業料の納入が困難になった人
(新入学生は入学年度の最初の学期に限り入学前1年以内)

- (A) 学資負担者⁶が死亡した場合
 - (B) 本人または学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
(ただし災害救助法の適用を受けたものは、授業料納入月前5年以内)
 - (C) 学資負担者が失職⁷（パート、派遣社員は除く）し、申請時現在未就職の場合
 - (D) 学資負担者が申請時現在長期療養中⁸の場合
 - (E) 学資負担者が申請時現在、行方不明の場合
 - (F) 新型コロナウイルス感染症の影響により、学資負担者の収入が急減した場合
(2020年1月以降であれば、授業料納入月前6か月以内⁵でなくてもよい)

◆申請できない学生

- 国費留学生
- 政府や会社等から授業料の支給がある学生
- 免除申請する学期に、他制度によって授業料免除の支援を受ける学生（以下は例）
 - ・ 広島大学大学院リサーチフェローシップ採用者・八幡記念育英奨学会採用者
- 2020年度以降に入学した日本人（永住者等含む）学部生
- 免除の対象となる学期に在学していない学生
 - ※学期途中で休学または修了・退学を予定している場合も、免除申請不可
- 標準修業年限を超えている学生⁹
 - ※大学院生については、論文作成のために標準修業年限を超える場合、指導教員意見書（様式7）の提出をもって、最初の半期のみ申請を認めることがある

⁵ 納入月前6か月以内とは、前期申請では2022年10月1日以降を、後期申請では2023年4月1日以降を指す

⁶ 各事由が発生する直前まで、同一生計の家族内で最も所得の多かった人等を指す

⁷ 失職とは、会社倒産、解雇等により職を失った場合であり、定年退職、自己都合による退職や廃業等は含まない

⁸ 長期療養中とは、見込みも含めて6か月以上の療養が必要で、就業不能の状態にあること

⁹ ただし、休学により標準修業年限を超えた方においては、ご相談ください

【参考】標準修業年限について

所属		標準修業年限
学部	全学部（除く医学部医学科・歯学部歯学科・薬学部薬学科）	4年
	医学部医学科・歯学部歯学科・薬学部薬学科	6年
大学院	博士課程前期・修士課程	2年
	博士課程後期	3年
	医系科学研究科医歯薬学専攻	4年
	専門職学位課程教職開発専攻	2年
	法務研究科	3年 or 2年
	専門職学位課程実務法学専攻	
専攻科	特別支援教育特別専攻科	1年

学力基準

◆学部生，大学院博士課程前期，修士課程，専門職学位課程教職開発専攻および専攻科の在学学生

以下の①および②の学力基準を満たす人が授業料免除の対象

- ① 入学後の修得単位（前期申請は2022年度後期分まで，後期申請は2023年度前期分まで）が，所属する学部，研究科等の「標準修得単位数」に達している人

$$\text{標準修得単位数} = \text{卒業(修了)要件単位数} \times (\text{在学セメスター数} / \text{卒業(修了)までのセメスター数}) \times 0.8$$

- ② 入学後の修得単位（前期申請は2022年度後期分まで，後期申請は2023年度前期分まで）の「平均評価点」が **63点以上**の人

$$\text{平均評価点} = \{[(\text{秀+優}) \text{の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数}] / \text{修得単位数} \times 3\} \times 100$$

◆大学院法務研究科・専門職学位課程実務法学専攻，博士課程後期及び博士課程の在学学生

成績および研究業績等により，研究科長が学業優秀と判定した場合に，学力基準を満たす学生

◆学部新入学生

出身高等学校の調査書評定の平均および入学試験の成績等により学力を判定

◆大学院博士課程前期，修士課程，専門職学位課程教職開発専攻および専攻科新入学生

出身大学における修得単位の平均評価点および入学試験の成績等により学力を判定

◆大学院専門職学位課程実務法学専攻，博士課程後期及び博士課程の新入学生

成績および研究業績等により，研究科長が学業優秀と判定した場合に，学力基準を満たす学生

家計基準

免除を受けることができる所得の目安は以下の通り

◆授業料免除となる家計基準の目安

●家族3人（父（収入あり）、母（収入なし）、本人（自宅外）の場合

	給与所得者 (税込収入金額)	事業所得者 (商・農・水産等)
学部	422万円以下	234万円以下
博士課程前期, 修士課程 特別支援教育特別専攻科	444万円以下	249万円以下
博士課程後期, 医・歯博士課程 専門職学位課程（法務研究科）	541万円以下	317万円以下

●家族4人（父（収入あり）、母（収入なし）、本人（自宅外）、弟（公立高校・自宅）の場合

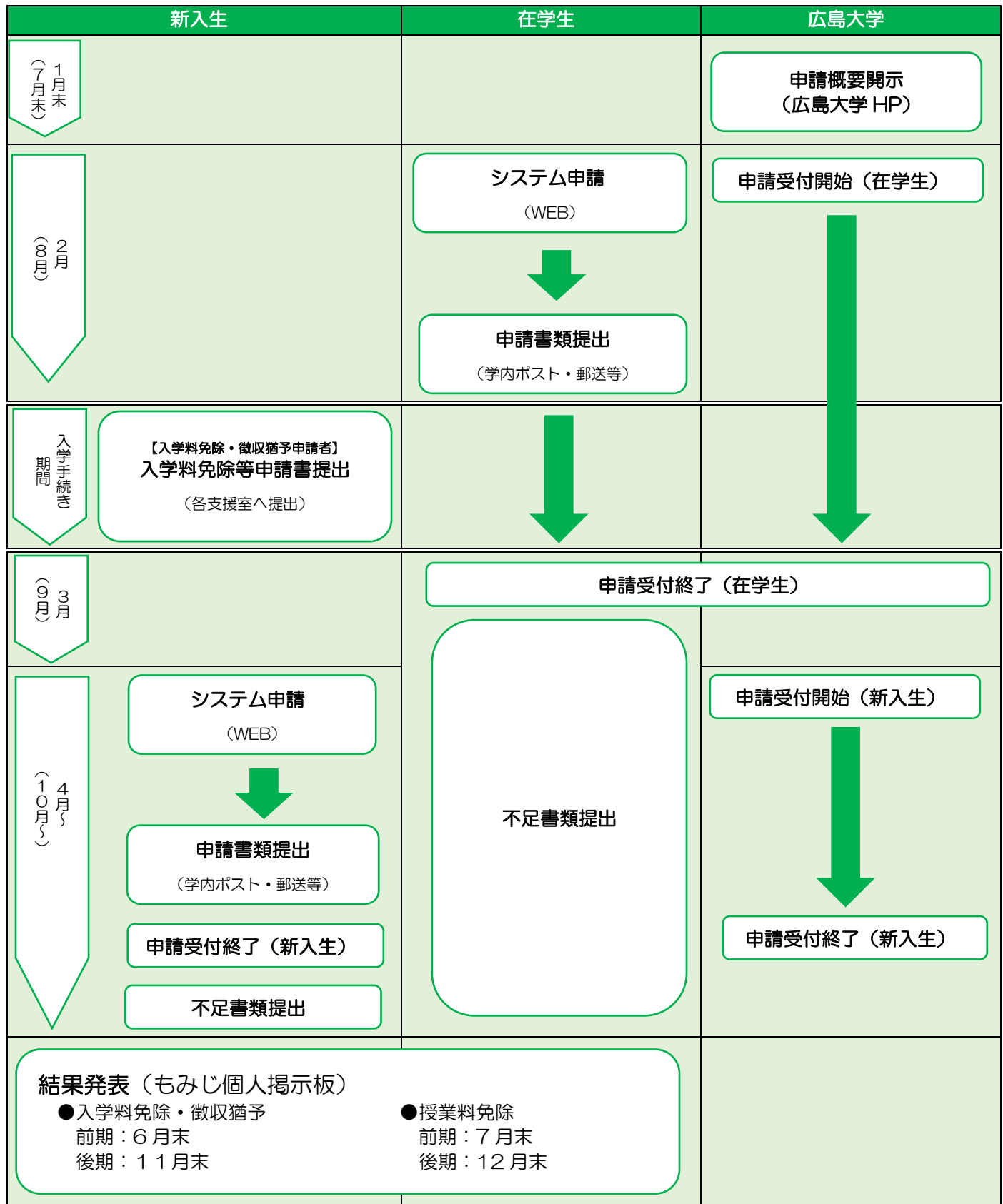
	給与所得者 (税込収入金額)	事業所得者 (商・農・水産等)
学部	500万円以下	288万円以下
博士課程前期, 修士課程 特別支援教育特別専攻科	524万円以下	305万円以下
博士課程後期, 医・歯博士課程 専門職学位課程（法務研究科）	630万円以下	379万円以下

●家族5人（父（収入あり）、母（収入なし）、本人（自宅外）、妹（私立大学・自宅）、弟（公立高校・自宅）の場合

	給与所得者 (税込収入金額)	事業所得者 (商・農・水産等)
学部	645万円以下	390万円以下
博士課程前期, 修士課程 特別支援教育特別専攻科	667万円以下	409万円以下
博士課程後期, 医・歯博士課程 専門職学位課程（法務研究科）	747万円以下	489万円以下

3.申請方法

(1)全体スケジュール



※ 新型コロナウイルスの影響により日本に入国出来ない留学生については次ページ参照

※ やむを得ない理由 (病気や長期の留学、インターンシップ等) により、申請受付終了までに申請ができない場合は必ず事前にご相談ください。証明書等によりその理由の事実を確認でき、やむを得ない事情と認められる場合に限り、例外的に申請を認めることがあります。

(2) 具体的な手続き（申請は学生本人が行う）

【入学料免除・入学料徴収猶予申請者】入学料免除等申請書提出

- 【概要】 「入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除申請書（様式2）」を提出
【申請期間】 入学手続き期間中
【提出先】 入学予定の学部・研究科の支援室

【申請者全員】システム申請

- 【概要】 以下の Microsoft Forms から入力・登録
<https://forms.office.com/r/HVRA6XCHU1>
【入力手順】 <https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/01242c4d30531a6b0154456f365f23398de1b04c.pdf>
【申請期間】 具体的な日時は広島大学 HP にてお知らせ（以下参考）
在学生：前期：2月中 後期：8月中
新生：前期：4月上旬 後期：10月上旬
【注意事項】 システム申請期間内に登録が完了しなかった場合、申請書類の提出の有無にかかわらず申請は無効
※不明点があれば必ずシステム申請期間終了前にお問い合わせください

【申請者全員】申請書類提出

- 【提出方法】 A～C いずれかの方法にて学生プラザ 3F（授業料免除担当）まで必要書類を提出
A. 以下に設置の提出用ポスト（ポストの横に設置している封筒に封入の上、提出）
・学生プラザ 3F（授業料免除担当）
B. 霞学生支援室・東千田学生支援室の窓口へ提出（対象：霞キャンパス・東千田キャンパスの学生）
C. 郵送（レターパック等の郵便物が追跡可能な方法）（※当日消印有効）
※到着確認に関するお問い合わせにはお答えできません
【提出期間】 具体的な日時はもみじ HP にてお知らせ（以下参考）
在学生：前期：2月中 後期：8月中
新生：前期：4月中旬 後期：10月中旬
【提出場所】 〒739-8514 東広島市鏡山一丁目7番1号 学生プラザ3F 授業料免除担当
【注意事項】 書類提出期間内に書類が提出されない場合は、システム申請の登録の有無にかかわらず無効

【不足書類が発生した場合】不足書類提出

- 【通知方法】 「My もみじの個人掲示」または「電話(082-424-4353 or 082-424-61●●)」
※連絡に回答がない場合や期日までに提出がない場合は不許可となることがあります
【提出方法】 学生プラザ 3F（授業料免除担当）へ郵送 or 直接提出（※霞・東千田キャンパスの学生支援室の窓口へ提出し、学内便を利用することは可としますが、紛失等の責任は負いかねますのであらかじめご了承ください）
【提出場所】 〒739-8514 東広島市鏡山一丁目7番1号 学生プラザ3F 授業料免除担当

◆新型コロナウイルスの影響により日本に入国出来ない留学生

- ① システム申請（※申請期間中に必ず申請ください）
- ② 申請書類提出（メール）※不備がない場合、返信は行いません
上記書類提出期間中に、記入済の様式1・様式2のPDFまたは画像データを以下の要領でメールに添付し提出
【宛先】 gkeizai-group@office.hiroshima-u.ac.jp
【件名】 【学生番号】 免除申請書類の提出
【添付】 記入した様式1・様式2のPDFまたは画像データ
【本文】 「学生番号」「氏名」「学部・研究科名」「現在どの国・地域に滞在しているか」
- ③ 渡日後の対応
渡日次第、以下の日時までに残りの必要書類を提出
【提出締切】 前期：5月31日 17:15 後期：10月31日 17:15
※締切日時までに提出できない場合、書類不備により不許可となります

(3) 結果発表までの留意事項

入学金・授業料の納入猶予について

免除結果の発表があるまで入学金・授業料の納入が猶予されますので、絶対に納入しないでください
※1度納入した入学金・授業料は返還できません

免除申請の取り下げについて

「入学金・授業料の納入」や「当制度以外における入学金・授業料免除相当の経済支援制度の採択」等がある場合は免除申請を取り下げとなるため「免除申請取り下げ書」をご提出いただくことになります

※取り下げの事象が発生次第、学生生活支援グループへ必ずご連絡ください

海外渡航等により連絡が取れなくなる場合の対応について

あらかじめ学生生活支援グループへ申し出てください

書類提出時から申請基準日（【前期】4月1日・【後期】10月1日）までの間に申請内容に変更が生じた場合について

至急、学生生活支援グループへご連絡ください

(4) 結果発表

◆発表時期

●入学金免除・入学金徴収猶予

前期：6月末

後期：11月末

●授業料免除

前期：7月末

後期：12月末

◆通知方法

「学生情報の森 もみじ」の「My もみじ」の個人掲示

【半額免除者・不許可者・徴収猶予許可者】入学金・授業料納入について

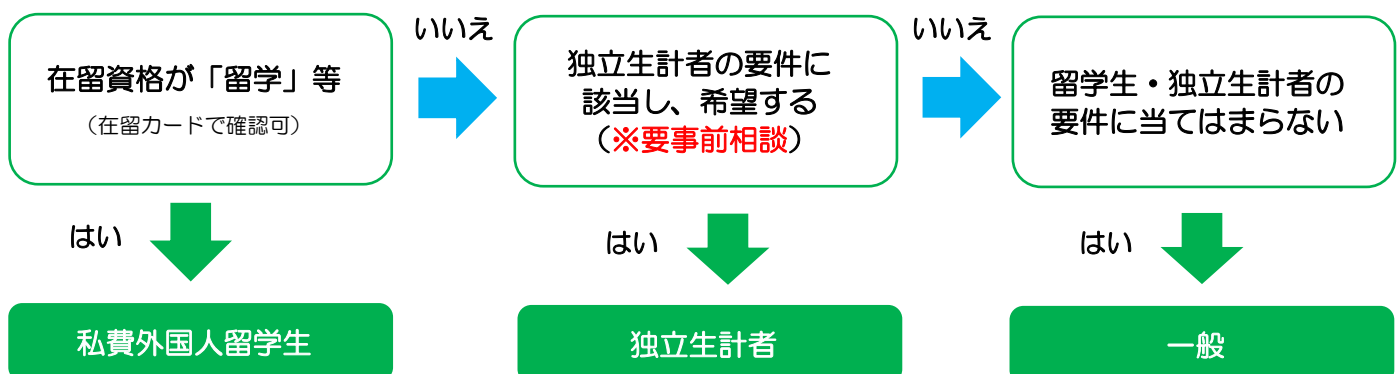
結果通知で指定された期限までに該当する入学金・授業料を納入してください

※結果通知で指定された期限までに納入が難しい場合には、所属の支援室にご相談ください

4. 申請準備

(1) 申請区分の確認

申請区分により家計支持者や世帯構成員が異なりますので、以下のフローチャートからご自身の申請区分を確認の上、必要書類をご準備ください



◆独立生計者について

【対象者】 大学院生・専攻科生（原則）

【条件】 以下の条件をいずれかを満たす

・父母およびそれに代わる扶養者（配偶者を除く）がいない場合

・次の①～③の条件全てに該当する場合

① 本人または配偶者に生計が維持できるだけの恒常的な収入（原則、パート・アルバイト等の収入は除く）があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書により確認できる

② 父母等と別居し、特別な事情等がある、支援等を一切受けることができない

③ 父母等（配偶者を除く）の社会保険上の家族（同一世帯）、所得税法上の扶養親族になっていない

【留意事項】独立生計者として初めて申請される方は、条件を満たしているかどうかについて予め確認する必要がありますので、**システム申請・書類準備をする前に必ず照会先（P15 参照）にご相談ください**

(2)家計支持者・世帯構成員の確認

◆家計支持者・世帯構成員早見表

	申請者 (学生本人)	配偶者	父母	家計支持者の 扶養下にある 兄弟姉妹	子	家計支持者の 扶養下にある 祖父母	家計支持者の 扶養下でない 兄弟姉妹	家計支持者の 扶養下でない 祖父母
一般	○	—	◎	○	—	○	×	×
独立生計者	◎	◎	○ (※1)	○	○ (※1)	○	—	—
私費外国人 留学生 (※2)	◎	◎	△	△	○	△	△	△

○：世帯構成員 ◎：家計支持者 △：同居の場合のみ世帯構成員 ×：世帯に含まれない

※1 家計支持者の扶養下にある場合を対象とする

※2 日本国内にいる家族のみ対象とする

例（一般） 父，母，本人，同居の兄（扶養外），同居の妹（学生），同居の祖父（扶養外），別居の祖母（扶養内）

【家計支持者】 父・母

【世帯構成員】 本人，同居の妹（学生），別居の祖母（扶養内）

【世帯に含めない】 同居の兄（扶養外），同居の祖父（扶養外）

例（留学生） 父（別居（海外）），本人，配偶者（別居（国内）），子（同居），兄（別居（国内）），妹（同居）

【家計支持者】 本人・配偶者（別居（国内））

【世帯構成員】 子（同居），妹（同居）

【世帯に含めない】 父（別居（海外）），兄（別居（国内））

◆重要事項（上記の早見表を参照）

- 所得に関する書類は**家計支持者**と**学生本人**が必要
- **同居別居を問わず**、世帯構成員に含まれない家族の書類は不要
- 家計支持者の扶養下とは、「**所得税法上の扶養**」を指す
→家計支持者の所得税法上の扶養人数は「源泉徴収票」や「所得課税証明書」等で確認可能
- 父母の死亡などにより父母に代わって家計を支えている方も家計支持者となる（原則は父母）

(3) 必要書類

- 申請基準日（【前期】4月1日・【後期】10月1日）の状況で書類を提出
- 各様式は以下の広島大学 HP から印刷
https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/_indispensable_documents_when_making_an_application.html
- 印刷するものは全て **A4 サイズ** で提出（A4 より小さい紙は、A4 の紙に貼付）
- 一度提出した書類について返還・閲覧は不可
- 家族が同時に本学で授業料免除を申請する場合、1 名が原本を提出すれば他の家族についてはコピーの提出で可（コピー提出者は、原本提出者の学生番号・氏名を記入）
- 提出書類は**原則、コピー**を提出（以下の表に原本と記載がある書類のみ**原本**を提出）
- 書類は**黒字**で入力・記入
- 記載内容がすべて鮮明に読み取れるものを提出

◆申請者全員が提出する書類（必須）

※該当する申請区分のうち★印がついている書類を必ず提出してください

区分			必要書類	注意事項（要確認）								
一般	私費 留学生	独立 生計者										
★	★	★	提出書類チェックシート	●提出時に書類がそろっているか確認								
★	★	★	家庭調書（様式 1）	●見本を確認し、正確に記入								
★	★	★	入学料免除・入学料徴収猶予 ・授業料免除申請書（様式 2）									
★	★	★	「注意事項」欄に記載の対象者に係る 最新の所得課税証明書（原本） ※ 前期申請時は前々年、 後期申請時は前年 の所得が記載	● 対象者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>必要な構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>学生本人及び家計支持者</td> </tr> <tr> <td>私費留学生</td> <td>学生本人（及び配偶者）</td> </tr> <tr> <td>独立生計者</td> <td>学生本人（及び配偶者）</td> </tr> </tbody> </table> ●以下の項目が明記された書類 住民税課税、非課税の有無・給与、給与外所得別の収入金額 配偶者控除、扶養控除の人数 ※前年（前期申請時）または当年（後期申請時）の1月1日に 日本に住民登録がない場合は不要	区分	必要な構成員	一般	学生本人及び家計支持者	私費留学生	学生本人（及び配偶者）	独立生計者	学生本人（及び配偶者）
区分	必要な構成員											
一般	学生本人及び家計支持者											
私費留学生	学生本人（及び配偶者）											
独立生計者	学生本人（及び配偶者）											
★	★	★	収入状況等申告書（様式 3）	● 学生本人・家計支持者 に関してのみ記入								
	★		家計状況申告書（様式 4）（原本）	● 日本 でともに生活する世帯に関して記入 ●指導教員の署名が必須								
	★		在留カード（コピー）	●日本にいる家計支持者・同居している世帯構成員 ●最新の在留カードの 表裏両面 の写を提出								
	★		賃貸契約書（コピー）	●以下の項目が明記されたもの 住所・賃借人名・賃貸人名・契約期間・家賃・入居者 （学生宿舎・ミライクリエ・留学生会館等は証明書で可）								
		★	住民票（原本）	●以下の項目が明記された 申請月 3 ヶ月以内 に発行されたもの 世帯主・続柄・本籍・筆頭者 ●「世帯全員の住民票」と記載があるもの（家族全員分）								
		★	健康保険証（コピー）	●家族全員分								

◆申請者本人・家計支持者の収入に関する書類

※本しおり P.9, P.10 から申請区分及び家計支持者を確認し、**学生本人と家計支持者**に関する以下の該当書類を提出
 ※●印は提出必須・○印はいずれかの書類で可

区分		必要書類	発行元
給与 所得者	一般・ 独立生計者	2022年1月1日以前から勤務先が同じ ●2022年分の源泉徴収票（コピー）	勤務先
		2022年1月2日以降に転職・就職し現在も勤務先が同じ ●2022年分の源泉徴収票（コピー） ●給与支払（見込）証明書（様式5）（ 原本 ） ※申請者本人のアルバイトであれば不要	勤務先
		2022年1月2日以降に雇用形態が変更になった場合 ●雇用形態変更（予定）証明書（様式6）（ 原本 ）	勤務先
	留学生	○2022年分の源泉徴収票（コピー） ○直近3ヶ月の給与明細（コピー） ○受給者氏名・受給期間・金額が分かる通帳（コピー） ※該当箇所に要マーカー ※通帳の「口座番号」「口座名義」の記載箇所のコピーも提出	勤務先
給与所得以外 <small>（営業所得・農業所得・不動産所得・利子配当所得・雑所得）</small>	○2022年分確定申告書の第一表、第二表 および収支内訳書（または青色申告書）（コピー） ※第三表があれば要提出 ※ 受領印（電子申請の場合は受付番号） があるもの ○2022年度市区町村県民税申告書の表裏両面及び収支内訳書（コピー） ●報酬・料金等の支払調書（コピー）（受給がある場合のみ）	税務署 自治体等	
2022年1月2日以降に新規で自営業（起業・開業）を始めた場合	●個人事業の開業・廃業等届出書（コピー） ※税務署受付印があるもの ●所得額一覧表（様式9）（ 原本 ）	税務署 自治体等	
年金受給者 <small>（公的年金・私的年金・企業年金）</small>	○最新の年金支払通知書（コピー） ○最新の年金額決定通知書（コピー） ※ 源泉徴収票は不可	日本年金機構 共済組合 保険会社等	
諸手当・給付金受給者	●受給者氏名・受給金額・受給期間が分かる証明書（コピー） （例：児童扶養手当・傷病手当・労災保険給付金等）	-	
個人投資家 <small>（株式譲渡・配当等がある方）</small>	●年間取引報告書（コピー） （損益に関する詳細が分かるもの）	証券会社	
2022年1月2日以降に退職・廃業した場合	●退職年月日が分かるもの（退職証明書・源泉徴収票・離職票1等） ※申請者本人のアルバイトであれば不要 ※自営業者の場合は廃業届出を提出	勤務先	
雇用保険（失業給付金）受給者	●雇用保険受給資格者証（両面）第1面～第4面（コピー）	ハローワーク	
生活保護受給者	● 直近1年分 の生活保護決定（変更）通知書（コピー） ※受給期間が1年に満たない場合は受給分すべて	市区町村	
日本学術振興会特別研究員	●日本学術振興会特別研究員採用通知書（コピー） ※予定者も含む	日本学術振興会	

区分	必要書類	発行元
フェローシップ採用者	●決定通知書・認定書（コピー）（リサーチ・次世代・女性科学） ※予定者も含む	大学
各奨学金受給者	●受給金額・期間が分かるもの（コピー）（通知書・認定書等） ※（一般・独立生計者）日本学生支援機構の奨学金は提出不要	企業・大学等
他者からの援助受託者	●援助期間・金額が分かるもの（コピー）（通帳等）	-

◆申請者本人に関する書類

区分	必要書類	発行元
日本人学部生 （永住者等含む）	●高等教育の修学支援新制度申請状況等確認書（様式 11）	広島大学 HP
論文作成のために標準修業年限を超えて申請する者（大学院生のみ）	●指導教員意見書（様式 7）（ 原本 ） ・指導教員が記入 ・修業年限を超えて申請できるのは、最初の半期分のみ	広島大学 HP

◆その他

区分	必要書類	発行元
高校生以上 就学者	●学生証（コピー） または 在学証明書（原本） ※申請者本人分は不要	就学者の在籍学校
障がい者	●障がい者手帳、療育手帳等（コピー） ※氏名・手帳番号・障がい名・程度（等級）が分かるもの	市区町村
ひとり親家庭	●ひとり親家庭であることがわかるもの 例：所得課税証明書・源泉徴収票・戸籍謄本（ 原本 ）等	市区町村・勤務先等
家計急変	●家計急変申請書（様式 8）	広島大学 HP
申請時点から申請基準日の間で所得税法上の扶養家族に変更がある場合	●申告書（様式 10）に以下の事項を記入 扶養親族の取り扱いが変わる人の氏名・住所・勤務先 取り扱いが変わる年月日	広島大学 HP
【私費外国人留学生】 同居人がいる場合	●同居人の在留カード（コピー）	同居人

※家計状況等により、上記に記載のない書類を求める場合があります

特別な事由に該当する場合の証明書等

- 「申請資格 (P.2,P.4)」の②に当たる場合は、状況に応じて下記 (1) と (2) の書類が必要です。

(1) 家計急変申請書 (様式 8)

(2) 事由により提出が必要となる書類

事 由	提出する証明書類
A:学資負担者が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> 死亡した日を確認できる書類 (死亡診断書 (写) または戸籍謄本 (原本) 等)
B:本人または学資負担者が風水害等の災害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書 (写)¹⁰ 確定申告書 (雑損控除したもの) (写) ※申告している場合のみ
C:学資負担者が失職 (パート、派遣社員は除く) し、申請時現在未就職の場合	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険受給資格者証 (全ページ) (写)¹¹ 離職票 (写) (雇用保険受給資格者証がない場合) ※離職理由コードが、以下のいずれかであるものに限る 1A (11), 1B (12), 2A (21), 2B (22), 2C (23), 3A (31), 3B (32), 3C (33), 3D (34)
D:学資負担者が申請時現在、長期療養中の場合	<ul style="list-style-type: none"> 診断書 (原本) ※診断書に病名・診療開始日および申請時現在 6 か月以上療養中 (または 6 か月以上療養を必要とする 見込み) であり、就業不能であることが記載されていること
E:学資負担者が申請時現在、行方不明の場合	<ul style="list-style-type: none"> 学資負担者の行方不明が確認できる書類 (行方不明者届 (写) 等)
F:新型コロナウイルス感染症の影響により学資負担者の収入が急減した場合 ※国の予算措置の状況により提出書類を変更する場合や本事由の申請から通常申請に切り替えていただく場合があります	<p>次の (ア) 及び (イ) が必要 ※両親ともに減額となった場合は、2 名分必要</p> <p>(ア) 事由発生後の所得を証明する書類 (申請日を基準とし、直近 3 か月分) 例：給与明細の写、自営業の場合は帳簿の写等 帳簿は月ごとで、「会社名」「家計急変者の名前」「売上」「経費」「所得」を記入すること また、帳簿を提出する場合は、「<u>所得額一覧表 (様式 9)</u>」を表紙として添付すること</p> <p>(イ) 下記 (1) 又は (2) のいずれかひとつの書類</p> <p>(1) 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書の写¹²</p> <p>(2) 事由発生後の所得が 2019 年度、2020 年度、2021 年度もしくは 2022 年度の所得と比較し 1/2 以下となっていることがわかる書類</p>

¹⁰市区町村役場等で発行されたものの写しを提出

¹¹雇用保険受給資格者証 (写) は、ハローワークで交付されたものを提出

¹²対象の公的支援は、高等教育の修学支援新制度の例に準ずる

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

(4) 【後期のみ】継続申請者¹³の提出書類について

以下の条件を満たす方は、後期申請時に必要書類を一部省略することが可能

条件

申請年度前期に広島大学授業料免除を申請した学生

※ただし、以下の学生は申請不可

- ・10月入学者（10月に修士課程（博士課程前期）から博士課程（博士課程後期）に内部進学する者も含む）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により家計支持者の収入が急減した場合として申請する学生

必要書類

- ① 継続申請書（様式 12）
- ② 申請者本人と家計支持者の所得課税証明書（6月で更新された最新の証明書）
- ③ 【日本人学部生のみ】高等教育の修学支援新制度申請状況等確認書（様式 11）
- ④ 【前期の申請内容から変更がある場合】変更に伴い必要となる書類

変更がある場合の提出書類の例

- ・ 家族数の増減 → 家庭調書（様式 1）、収入状況等申告書（様式 3） など
- ・ 前期申請時から新たに就職・退職 → 【就職】給与支払（見込）証明書（様式 5）離職票 1 など
- ・ 前期申請時から雇用形態変更 → 雇用形態変更（予定）証明書（様式 6） など

照会先

- 広島大学 教育室教育部 学生生活支援グループ（授業料免除担当）
【所在地】 〒739-8514 東広島市鏡山一丁目 7 番 1 号（学生プラザ 3 階）
【E-mail】 gkeizai-group@office.hiroshima-u.ac.jp
- 質問事項等があれば以下のお問い合わせフォームよりご質問ください
<https://forms.office.com/r/Ztde2s5GRd>

¹³継続申請者についても、予算の都合により、前期時と結果が異なる場合があります。